

経理担当者にお渡しください。

**従業員の登録配管基幹技能者講習受講料または更新申請手数料を
負担した会社（個人事業主）の方へ**

令和5年10月1日から始まる消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に関連して、従業員の登録配管基幹技能者講習受講料または更新申請手数料を負担した事業者（個人事業主の方を含みます。）の方に、仕入税額控除のための講習受講料または更新申請手数料に係る適格請求書等（インボイス）の入手方法について、ご案内します。

①及び②の事業者の方は、手続きの必要はありません。

- ① 免税事業者（課税売上高が1,000万円以下の事業者）
- ② 簡易課税制度を選択している事業者（課税売上高が5,000万円以下の事業者）

課税事業者（所轄税務署長への事前届出により課税事業者を選択した課税売上高が1,000万円以下の事業主を含みます。）の方は、受講申し込みまたは更新申請後、下記のメールアドレスに（件名）「インボイス送信希望」として、以下の必要事項を記載の上、送信してください。

invoice-haikan@nikkuei.com

必要記載事項

- 1 種別（登録講習または更新申請）
- 2 会社名または個人事業主名
- 3 受講者名または更新者名

講習受講料または更新申請手数料の入金を確認後、適格請求書等（インボイス）の要件を満たした「領収書」をメールに添付して返信します。なお、この領収書は、電子帳簿保存法の対象となりますので、2024年1月1日以降は、電子データとしての保存が必要になります。